

## MHM Asian Legal Insights

第 22 号 (2013 年 12 月号)

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ  
(編集責任者: 弁護士 武川 丈士、弁護士 小松 岳志)

### はじめに

1. **インドネシア** : 言語法及び労働法に関連する判決について
  2. **ミャンマー** : 会社設立手続の迅速化及び外国投資法改正の動き
  3. **マレーシア** : 個人情報保護法の施行
- 今月のコラムーベトナムー

### はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、**MHM Asian Legal Insights 第 22 号 (2013 年 12 月号)** を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

#### 1. **インドネシア** : 言語法及び労働法に関連する判決について

インドネシアでは、近時、以下の注目すべき判決が下されました。日本企業を含む外国企業にも実務上影響を与えるような内容となっているため、十分に留意していただく必要があります。

##### 言語法違反を理由の一つとして契約を無効とした判決

インドネシアにおいては、国旗、国語、国の紋章及び国歌に関する法律 (2009 年法 24 号) 31 条 1 項が、インドネシアの州、政府機関、私企業又はインドネシア人を一方の当事者とす  
る契約や覚書は、インドネシア語で締結されなければならないと定めています。しかし、同条  
に関する詳細について施行規則に規定すると定められているものの、かかる施行規則が制定さ  
れていないため、同条の適用範囲については明確ではなく、また、法務人権大臣が 2009 年 12  
月に私人間の商取引の契約には同条は適用されないとの見解を示していたこともあり、実務上、  
クロスボーダーの商取引等の契約についてインドネシア語版を作成せず、「同条の施行規則が  
施行された場合には速やかにインドネシア語版を準備する」旨の規定を置くなどの対応をする  
例も少なくない状況でした。

しかし、2013 年 6 月、西ジャカルタ地方裁判所は、英文でのみ締結されたローン契約につい

## MHM Asian Legal Insights

て、同条に従いインドネシア語版が作成されていないことを含む諸々の事情を考慮し、同契約を無効とする判決を下しました。すなわち、同裁判所は、上記法務人権大臣の見解を採用しませんでした。

同判決については現在上訴中であり、最終的にどのように判断されるかを注視する必要がありますが、この判決により、インドネシア語版の作成につきより慎重に検討する必要性が高まったと考えられます。また、同条はインドネシア語版と英語版を同時に締結することまでは要求していないため、時間の制約がある場合には、まずは英語版を締結した上で、インドネシア語版をその後できるだけ早いタイミングで締結することも考えられます。他方、もし時間の制約がないのであれば、より慎重な対応としては英語版と同時にインドネシア語版を作成するのが望ましいと考えられます。

#### 雇用関係に基づく支払請求権の期間制限を無効とした判決

インドネシアにおいては、労働法 96 条により、労働者の賃金その他の雇用関係に基づく支払に関する権利はその発生から 2 年の経過により消滅する旨規定されていました。しかし、憲法裁判所は、2013 年 9 月 19 日、当該規定が、法の保護や労働関係における公正かつ適切な取扱いを定めた憲法に反し、無効であるとする判決を下しました。

本判決により、使用者が過去の賃金その他の金銭の未払分について退職した従業員より請求を受けるリスクが退職後 2 年間に限定されないこととなりました。そのため、従業員の退職時に、雇用の終了及び退職金の支払等につき合意書を締結し当該合意書を労働裁判所に登録するなどして、適切に退職手続を進めることが望ましいと考えられます。

弁護士 田中 光江  
(Adnan Kelana Haryanto & Hermanto 法律事務所出向中)  
✉ [mitsue@akhh.com](mailto:mitsue@akhh.com)

弁護士 埴 晋  
☎ 03-6212-8362  
✉ [susumu.hanawa@mhmljapan.com](mailto:susumu.hanawa@mhmljapan.com)

弁護士 田中 亜樹  
☎ 03-6266-8919  
✉ [aki.tanaka@mhmljapan.com](mailto:aki.tanaka@mhmljapan.com)

## 2. ミャンマー： 会社設立手続の迅速化及び外国投資法改正の動き

ミャンマーにおいて、外国投資家・企業に大きな影響を与え得る制度変更が検討されています。いずれも不確実な情報ではありますが、影響の大きさに鑑みて敢えて今回のニュースレターで取り上げることとしました。

## MHM Asian Legal Insights

### 会社設立手続の迅速化

ミャンマーでは会社設立手続の迅速化が図られてきました。昨今の状況としては、①設立申請後数日以内に仮許可証 (Temporary Certificate) が発行され、②その後2ヶ月から数ヶ月以内に営業許可証 (Certificate) が発行されることが通常でした。この仮許可証は法律的には必ずしも位置付けが明確になっていない文書ですが、実務的には仮許可証の取得をもって銀行口座等の開設が可能となり、営業許可証の取得を待たずに事業を開始することが一般的です。

ところが、2013年11月17日付けのミャンマーの政府系新聞「New Light of Myanmar」に掲載された記事によれば、2013年11月25日以降は、申請日から3営業日以内に営業許可証を発行する扱いとし、仮許可証は発行しない取り扱いとするとのこと。かかる取り扱いが実現すれば、会社設立プロセスが大幅に短縮されることを意味し、ミャンマーに進出する外国企業にとって朗報となります。なお、今回の変更後も、ミャンマー投資委員会 (MIC) の許可については別途取得が必要となるものと思われます。

但し、かかる取り扱いがミャンマー内資企業のみならず外資企業にも実際に適用されるのかは明らかになっていません。弊事務所では現在情報を収集中ですが、最新の状況が判明次第アップデートを行う予定です。

### 外国投資法改正の動き

ミャンマーでの報道や現地法律家からのヒアリングによれば、外国投資法の改正 (実際には、外資による投資比率等を定めた告示の改正) が近々予定されているようです。政府関係者のコメントによれば、告示の条文が不明確である点を改めることや、外資に対して更なる投資機会を開放する点に主眼があるとのこと。報道ベースの情報にはなりますが、具体的には建設セクターについて外資の参入条件を緩和する可能性などが指摘されています。

その一方で、ミャンマー国内では外国投資法に基づく外資への開放が行き過ぎているとの意見も根強いことから、実際の内容がどのようなものになるかについては予断を許さないとの見方も存在します。この点についても状況が判明次第、アップデートを行う予定です。

弁護士 武川 丈士  
☎ 65-6593-9752 (シンガポール)  
✉ [takeshi.mukawa@mhmjapan.com](mailto:takeshi.mukawa@mhmjapan.com)

## MHM Asian Legal Insights

### 3. マレーシア : 個人情報保護法の施行

マレーシアでは、個人情報保護法 (Personal Data Protection Act 2010) (「本法」) が 2013 年 11 月 15 日から施行されることが決定されました。本法は、2010 年 6 月に公布された後、数度にわたり関係省庁より間もなく施行される旨の公表があったにもかかわらず正式決定がなされず、今回ようやく官報公告によって正式決定されるに至ったものです。本法による規制の内容は多岐に亘りますが、以下ではその主要な内容をご紹介します。

#### 適用範囲

本法は、主として、情報利用者による個人情報の処理を規制するものです。

本法において、「個人情報」とは、①商取引に関する情報であって、②自動操作装置により処理若しくはそのために保持され、又はそのような装置によるものではないものの特定の個人の個別の情報を容易にアクセスできるように構成され、かつ、③本人を特定することが可能なものであると定義されています。また、「情報利用者」とは、単独又は共同で、個人情報を処理し、又はその管理・委託を行う者と定義されています。個人情報の「処理」とは、個人情報を収集、記録、保持、保管又は操作することとされています。

#### 情報利用者が遵守すべき 7 つの原則

本法では、情報利用者が遵守すべき事項として以下の 7 つの原則が規定されています。

- (a) 本人の同意なくして、個人情報を処理してはならない
- (b) 本人に対し、個人情報の処理の事実、その目的、情報源、本人の情報へのアクセス又は情報訂正に関する権利などを書面により通知しなければならない
- (c) 本人の同意なくして、個人情報を第三者に開示してはならない
- (d) 個人情報の紛失、誤用、漏洩等の発生を防止するための実務上の措置を講じなければならない
- (e) 目的達成のために必要がなくなった後は個人情報を保有してはならず、削除その他適切な処分をしなければならない
- (f) 個人情報を正確、完全、最新の状態に保たなければならない
- (g) 本人に対し、個人情報にアクセスし、不正確、不完全、最新でない個人情報を訂正する権利を与えなければならない

個人情報利用者が、これらの義務に違反した場合、30 万リング (約 960 万円) 以下の罰金及び/又は 2 年以下の懲役の刑罰が科されます。

#### 登録義務

本法では、情報利用者のうち通信メディア大臣の命令によって指定される者は、個人情報保護委員会に登録する義務があるとされています。近時公表された大臣命令 (Personal Data

## MHM Asian Legal Insights

Protection Act (Class of Data Users) Order 2013) によれば、登録が必要な情報利用者として、一定のライセンスを有する通信、金融、保険、健康、観光、教育、直接販売、サービス（法務、会計、監査、エンジニアリング、建築、禁制品の販売）、不動産等の業に従事する者などが指定されています。登録義務の懈怠に対しては、50 万リング（約 1,600 万円）以下の罰金及び/又は 3 年以下の懲役の刑罰が科されます。

### 法人の取締役等の個人責任

法人が本法に違反した場合、当該違反の時点における取締役、CEO、COO、マネジャーその他同種の役員等は、当該違反の事実を知らずかつ違反防止のために合理的な措置・注意を怠らなかったことを立証できなければ、個人として同一の違反を犯したものとみなされ、処罰の対象となります。

### 経過措置

本法施行日（2013 年 11 月 15 日）の時点で、上述の登録義務の対象となる情報利用者は、施行日から 3 ヶ月以内に登録を受ける必要があるとされています。

本法のその他の規定との関係では、本法は、施行日より前に本人から個人情報を収集した者は、施行日から 3 ヶ月以内に本法の規定を遵守しなければならないとしています。このことから、施行日以降に取得された個人情報については、上記の 3 ヶ月の経過措置の適用はなく、直ちに本法の遵守が必要になるものと考えられます。

弁護士 秋本 誠司

☎ 03-5220-1818

✉ [seiji.akimoto@mhmljapan.com](mailto:seiji.akimoto@mhmljapan.com)

弁護士 佐伯 優仁

☎ 03-6266-8523

✉ [masahito.saeki@mhmljapan.com](mailto:masahito.saeki@mhmljapan.com)

弁護士 佐藤 貴哉

☎ 65-6593-9759（シンガポール）

✉ [takaya.sato@mhmljapan.com](mailto:takaya.sato@mhmljapan.com)

## MHM Asian Legal Insights

### 今月のコラムーベトナムー

ベトナム国民の平均年齢を皆さんはご存知でしょうか。

\*\*\*\*\*

海外投資に際して、投資先国の経済成長率を占う国民の平均年齢や人口増加率は重要な指標の一つですので、既にご存知の方も多いかと思います。ある統計によれば、28.2歳（2012年時点）とされています。ご参考までに、日本の平均年齢は45.4歳、中国は35.9歳、アメリカは37.1歳（いずれも2012年時点）とされています。このデータからも、ベトナムがこれからの経済成長を期待できる国であるということがおわかりになるかと思えます。

\*\*\*\*\*



さて、今回のトピックは、ベトナム国民の平均年齢の話とも関連しますが、ベトナムでの結婚ブームに関するお話です。筆者は、今年の9月からハノイに滞在しているのですが、10月から2月にかけては、天気も良く、気温も夏に比べると随分と低いので（12月の場合、10℃から20℃前後）、ハノイのベストシーズンと言われています。この時期は結婚式が多く、週末に街中を歩いていると、新婚カップルを非常に多く見かけます。しかし、よく見てみると、日本人としては見ていると恥ずかしくなるようなポーズをとっています。どうやら、写真撮影を行っているようです。

ベトナムでは、結婚式当日やその前に、景色の良い場所で（ハノイでは Hoan Kiem 湖周辺や Tay Ho エリアという外国人居住者の多いエリアなど）で新郎新婦の記念写真をとりフォトブックを作成する習慣があります。聞くところによると、ベトナムの人たちは写真が大好きで、二人の記念写真アルバムにいたっては、それはもう大盛り上がりするようでして、

新郎「この写真の君の笑顔、最高に綺麗だよ」

新婦「あら、あなたのこの笑顔の方がもっと素敵よ」

新郎新婦：見つめあう

というような甘いやりとりがアルバム完成後に友人、親戚一同含めて繰り広げられているとか。



## MHM Asian Legal Insights

また現在ベトナムでは、結婚ブームだけではなく、出産ブームも到来しているといわれています。そしてベトナム人はとても教育熱心であるため、子供に対する教育ブームも今まで以上に加速化する日も近いのではないかと思います。他方、現在の外資規制上、医療、教育サービスの分野は比較的多くの制約があり、病院として投資許可を取得したにもかかわらず営業許可証が発行されないため開業できない事例があるなど、当局の裁量も大きい分野と言われていす。今後のベトナムの国としての生活環境、経済力の向上、ベトナムの将来を支えて行く人材の育成を考えていく上で、医療、教育分野に対する外資規制の緩和、当局の対応の柔軟化も議論のポイントになるのではないかと考えています。

(弁護士 竹内 哲)

### セミナー情報

- セミナー 『～アジア新興国事業展開の基礎となる現地労働法と労働問題を学ぶ～ベトナム&インドネシアの労働法制と労務管理のポイント(京都)』  
開催日時 2014年1月17日(金) 13:30～17:30  
講師 埜 晋  
主催 京都経営者協会
  
- セミナー 『アジア労働法カレッジ～ベトナム編～“ベトナムの労働法制と労務管理のポイント”』  
開催日時 2014年2月19日(水) 14:00～17:00  
講師 埜 晋  
主催 一般社団法人 経団連事業サービス

### NEWS

- **Asia Women in Business Law Awards 2013 にて受賞しました。**  
Euromoney Legal Media Group が主催する、Asia Women in Business Law Awards 2013 において、当事務所は Best firm in Japan を受賞しました。

(当事務所に関するお問い合わせ)  
森・濱田松本法律事務所 広報担当  
mhm\_info@mhmjapan.com  
03-6212-8330  
www.mhmjapan.com